

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 19 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部局 御中

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて

平成 28 年熊本県熊本地方の地震の発生に伴い、「平成 28 年熊本県熊本地方の地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成 28 年 4 月 17 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局保護課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき、多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設等については、他施設等からの職員の応援派遣について調整をお願いしているところです。

これにより、派遣元の施設等において、被災地に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないものとしますので、管内市町村や児童福祉施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。